

令和7年度

第8回三次市地域公共交通会議資料

【協議事項1】	三次市地域公共交通計画(第2期)(案)の一部変更について	1
【協議事項2】	令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について	2

協議事項1

三次市地域公共交通計画（第2期）（案）の一部変更について

令和8年3月2日付けでご協議いただいた「三次市地域公共交通計画（第2期）（案）」について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを受けて、本計画（案）の一部を変更しようとするもの。

1 変更箇所

P. 30

第3章 目標達成のための施策

3. 2. 施策の概要

施策12 新しい技術や制度を活用した移動サービスの研究・推進

2 変更内容

「地域における多様な移動需要に対して柔軟かつ効率的に対応するため、例えば、教育・福祉・商業施設の送迎サービスなどの既存の輸送資源を活用することを含め、最適な形態の運送について研究・推進します。」を追記。

▶別紙「協議事項1 関連」参照

協議事項2

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について

フィーダー系統である「赤名線①」について、運行事業者である備北交通株式会社の運転士不足が継続していることによる運行日数及び運行回数の変更に伴い、地域内フィーダー系統確保維持計画の内容に変更が生じたため、本会議にてお諮りのうえ、計画の変更について届出するものです。

令和7年10月1日から赤名線①の土休日ダイヤを4便から3便に減便したことについて、令和8年4月1日以降も継続して減便しようとするものです。

(※) 地域内フィーダー系統確保維持計画認定系統

変更等	系統名	種別	運行区間等	運行事業者等
変更	赤名線①	路線バス	赤名（飯南町）～三次中央病院	備北交通(株)
	赤名線②	路線バス	赤名（飯南町）～ゆめランド布野	備北交通(株)
	下高野線	路線バス	新市車庫（庄原市）～三次工業団地	備北交通(株)
	作木線②	路線バス (三江線代替バス)	道の駅GR大和（美郷町）～口羽（邑南町）～三次中央病院	備北交通(株)
	川の駅三次線	路線バス (三江線代替バス)	川の駅常清～三次駅前	(有)君田交通
	のるーと三次	路線バス (AI オンデマンドバス)	十日市，三次，八次地区の一部 (区域運行)	備北交通(株)

1 変更内容

系統名等：赤名線①

変更内容：計画運行日数，計画運行回数

2 変更予定日

令和8年4月1日

3 関連資料

- (1) 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
・・・【本資料3ページ】
- (2) 時刻表（赤名線）
・・・【本資料4ページ】
- (3) 運行日数・回数算出表
・・・【本資料5ページ】

(1) 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
三次市 飯南町		(1) 赤名線①	赤名 布野・ 三次駅	三次中 央病院	往 33.7km 復 33.9km	363日	650回			路線定期運行	①	③		
三次市 飯南町		(2) 赤名線②	赤名 中区上 ・横谷	ゆめ ランド 布野	往 18.6km 復 18.7km	239回	478回			路線定期運行	①	③		
三次市 庄原市		(3) 下高野線	新市車庫	毛一五 物産館・ 君田	往 49.8km 復 49.8km	327日	1,371回			路線定期運行	①	③		
三次市 美郷町 島南町		(4) 作木線②	道の駅 GRX和	伊賀和志・羽 須藤支所・希 野・三次駅前	往 48.1km 復 48.3km	363日	726回			路線定期運行	①	③		
三次市	有限会社君田交通	(5) 川の駅三次線	川の駅 常清 (港別)	三次駅 前	往 23.9km 復 23.9km	366日	1,793回			路線定期運行	①	③		
三次市	備北交通株式会社	(6) のるーと三次		十日市・三 次・八次地区 の一部	往 復	188日	11,775回			区域運行	①	①		

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合は、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(3) 運行日数・回数算出表

令和8年度 運行日数・運行回数算出表(フィーダー系統確保維持計画認定申請用) 備北交通

	月	火	水	木	金	土	日	祝	運休	計
10月	3	4	5	5	5	4	4	1		31
11月	2	4	4	4	4	5	5	2		30
12月	5	4	4	4	4	4	4	2		31
1月	3	4	4	4	4	4	4	2	2	31
2月	3	4	3	4	4	4	4	2		28
3月	5	5	4	4	3	4	5	1		31
上半期計	21	25	24	25	24	25	26	10	2	182
4月	4	4	4	5	4	4	4	1		30
5月	3	3	3	4	5	5	5	3		31
6月	5	5	4	4	4	4	4			30
7月	3	4	5	5	5	4	4	1		31
8月	5	3	4	3	3	4	5	4		31
9月	3	4	4	4	4	4	4	3		30
下半期計	23	23	24	25	25	25	26	12	0	183

年間計	44	48	48	50	49	50	52	22	2	365
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----

●上半期(10月～3月)

路線名	運行日数					運行回数(回)				
	平日	土	日	祝・休日	計	平日	土	日	祝・休日	計
赤名線①	119	25	26	10	180	2.0	3.0	3.0	3.0	421
赤名線②	119	0	0	0	119	2.0	0.0	0.0	0.0	238
下高野線	119	25	0	0	144	5.0	2.0	0.0	0.0	645
作木線①	119	25	26	10	180	3.0	1.0	1.0	1.0	418
作木線②	119	25	26	10	180	2.0	2.0	2.0	2.0	360
のるーと三次	0	0	0	0	0					

●下半期(4月～9月)

路線名	運行日数					運行回数(回)				
	平日	土	日	祝・休日	計	平日	土	日	祝・休日	計
赤名線①	120	25	26	12	183	2.0	3.0	3.0	3.0	429
赤名線②	120	0	0	0	120	2.0	0.0	0.0	0.0	240
下高野線	120	25	26	12	183	5.0	2.0	2.0	2.0	726
作木線①	120	25	26	12	183	3.0	1.0	1.0	1.0	423
作木線②	120	25	26	12	183	2.0	2.0	2.0	2.0	366
のるーと三次	120	25	26	12	183					11,775

●年間(10月～9月)

路線名	計
赤名線①	850.0
赤名線②	478.0
下高野線	1,371.0
作木線①	841.0
作木線②	726.0
のるーと三次	11,775.0

※のるーと三次は利用予約に基づくデマンド運行のため、運行回数=利用人数とする。

R8年度目標利用人数23,100人×運行日数183/359日=11,775.208...≒11,775(人・回)

<R8年度目標利用人数の算出方法>

R5年度くるんの利用者数15,447人×1.5(目標係数)=23,170.5≒23,100人